

## 富山県済生会高岡病院医療用液化酸素及び医療ガス等売買単価契約書

富山県済生会高岡病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、医療用液化酸素及び医療ガス等を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙1「医療用液化酸素及び医療ガス売買契約仕様書」に基づき、日本国の法令を遵守し、契約書記載の契約を履行しなければならない。

### （契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 品名及び規格 別紙2のとおり
- (2) 単価 別紙2のとおり
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 納入場所 甲の指定する場所

### （納入方法）

第3条 乙は、前条第3号の契約期間中、甲の発注あるごとに、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

### （検査）

- 第4条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の立会いのもとに検査を行うものとする。
- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
  - 3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領し、直ちに受領書を乙に交付する。
  - 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて乙の負担とする。

### （危険負担）

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

### （代金の支払）

第6条 乙は、毎月前月中に納入した分を取りまとめたうえ、甲の確認を得てその代金を 8

日までに請求するものとし、甲は、乙からの支払請求書を受領した月の翌月末までに、乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙が物品を甲の指定する日までに納入しない場合は、甲は、特に遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、納入期限の翌日から納入した日数に応じ売買代金（当該発注にかかる延滞物品の数量に第1条第2号の単価を乗じて得た額）に年9.75パーセントの割合で計算した額とし、売買代金の支払いの際に売買代金から控除するものとする。

(事情変更)

第8条 甲は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、第1条第2号の単価を変更することができるものとする。

(解除)

第9条 乙が、正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合は、甲は、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った独占禁止法第66条の規定による審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消の訴えを提起されたときを除く。）。

(4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消の訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条による刑が確定したとき。

(損害賠償)

第 10 条 前条第 1 項の規定により契約が解除され、甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責を負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲は、その損害の責を負わない。

(賠償の予約)

第 11 条 乙は、この契約に関して第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約期間中の予定発注総量に単価を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 9 条第 2 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当するときであって、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

(2) 第 9 条第 2 項第 5 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(費用の負担)

第 12 条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は乙の負担とする。

(権利義務の譲渡)

第 13 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙 3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 15 条 この契約について疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月 31日

甲 富山県高岡市二塚387-1  
社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会  
富山県済生会高岡病院  
院長 野田 八嗣

乙

## 医療用液化酸素及び医療ガス売買契約仕様書

### 1. 目的

病院内の医療用液化酸素及び医療ガスの購入単価を決定し、安全で安定した医療用液化酸素及び医療ガス等を需要に基づき供給をすることで病院業務の特性に適した設備の運転を行うことにより、病院業務の円滑な運営に寄与する。

### 2. 契約名

富山県済生会高岡病院医療用液化酸素及び医療ガス売買契約

### 3. 履行期間

平成31年4月1日から平成32年 3月31日

### 4. 物品の規格等

<医療用液化酸素>

#### (1) 規格

日本薬局方医薬品医療用液化酸素 純度99.5%以上

#### (2) 納入方法

1. タンクローリー車により搬送の上、済生会高岡病院内タンクへ納入すること。
2. 納入期限を厳守するとともに、納入にあたっては事故等が生じないように十分注意すること。
3. 緊急時及び災害時を含め、年間を通して迅速に供給対応すること。
4. 納入時の受け渡しは、病院職員立会いのもと行うこととし、納入の都度、納品書を提出すること。
5. 充填量の確認は、充填前と充填後にタンクローリーの計量を行い、計量表を請求書に添付すること。

#### (3) 納入時期

1. 指定する日の営業時間内に納入すること。該当日が休日の場合も同様とすること。
2. 1のほか病院から指示があれば、その都度指定日時に納入すること。

#### (4) その他

1. 高圧ガス保安法及び医薬品医療機器関係の法令を遵守し、安全確認を行うこと。
2. 液化酸素の注入時、ガス漏れがないか常時点検し、周囲に火気及び引火性、発火性物等のないことを確認すること。
3. 注入時は充填中等の警戒標を掲げ、車両には車止めをすること。
4. 納入する液化酸素は供給証明書を提出したメーカー限ること。
5. 貯留タンクの点検及びタンク周りの点検とメーターによる残量確認の上、充填日

を施設係員と打ち合わせすること。

#### <医療用ガス>

##### (1) 規格

医療用酸素ガス(気体酸素):日本薬局方医薬品医療用気体酸素 純度99.5%以上とする。

医療用液化酸素以外の医療ボンベ(廃棄、耐圧検査は契約外とする)

##### (2) 納入方法

1. 納入は原則として病院の所有する容器に医療ガスを充填し納入すること。
2. 病院職員の指示により、病院業務に支障がないようにすること。
3. 病院所有容器で不足した場合には、契約業者の所有容器を使用すること。

##### (3) 納入場所

済生会高岡病院内の指定場所

##### (4) 納入時期

装置の異常・緊急納入の要請等、病院からの指示には迅速に対応すること。

##### (5) その他

1. ボンベ交換等は、病院職員の立会いのもと行うものとし、確認と検印を得ること。
2. 納入業者所有のボンベは、高圧ガス保安法に基づく点検済みのボンベを使用し、当該ボンベの法定点検報告書を提出すること。
3. 高圧ガス保安法及び医薬品医療機器等の関係法令を遵守し、機器の取扱について適切な指導を受けたものを派遣すること。
4. 関係機器の取扱や手順に注意し、安全操作を厳守し、事故のないよう十分注意すること。
4. 納入の都度、直ちに納品書を提出すること。

#### 5. 年間想定使用量

品目および仕様	ボンベ・容器 サイズ	年間想定 使用量	単位
(1) 医療用液化酸素	1. 0m <sup>3</sup>	20,000	m <sup>3</sup>
(2) 医療用酸素ガス(気体酸素)	0. 3m <sup>3</sup>	150	本
(3) 医療用酸素ガス(気体酸素)	0. 5m <sup>3</sup>	390	本
(4) 医療用酸素ガス(気体酸素)	1. 5m <sup>3</sup>	1	本
(5) 医療用酸素ガス(気体酸素)	7. 0m <sup>3</sup>	1	m <sup>3</sup>
(6) 液体窒素	5. 0 <sup>リットル</sup>	135	<sup>リットル</sup>
(7) 気体窒素	7. 0m <sup>3</sup>	1	m <sup>3</sup>
(8) 気体炭酸	7. 0kg	1	本
(9) 気体炭酸	30. 0kg	1	本
(10) 医療用気体炭酸	2. 2kg	40	本
(11) 液体ヘリウム	500 <sup>リットル</sup>	1	<sup>リットル</sup>

(12) 笑気ガス	30. 0kg	1	本
(13) 笑気ガス	7. 5kg	1	本
(14) 笑気ガス	2. 5kg	1	本
(15) 溶解アセチレン	0. 6kg	1	本
(16) ドライアイス	1. 0kg	310	kg
(17) 4種混合ガス (CO: 0.27%、O <sub>2</sub> : 21%、He: 10%、N <sub>2</sub> バランス)	0. 5m <sup>3</sup>	1	本
(18) ヘリウムガス	0. 5m <sup>3</sup>	2	本
(19) バルブ検査料		1	本
(20) 酸素容器耐圧手数料		1	本
(21) ヘリウム容器耐圧検査手数料		1	本
(22) 炭酸容器耐圧検査手数料		1	本

※年間想定使用量については発注件数を保証するものではない。

## 6. 契約方法

- (1) 品目毎の1単位あたりの単価契約とする。
- (2) 入札に当たっては、甲が提示する1年間の想定使用量を基に算出した1年間の総費用額（消費税抜き）で入札することとし、その最低額で入札した業者と総費用額算出の根拠となった品目毎の単価で契約するものとする。

## 7. 事故発生時の対応

- (1) 受託者は、受託業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちにその旨を委託者に報告し、その指示に従うものとする。事故等の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅延なく委託者にその処理経過及び結果を報告しなければならない。
- (2) 受託者は、事故等の処理後、様式1により報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

## 8. 業務遂行注意事項

業務遂行にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 納入物品の取扱いに十分注意するものとする。
- (3) 病院業務等に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に委託者へ連絡すること。
- (4) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。
- (5) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、委託者の指示を受けること。
- (6) 受託者は、実績と年間予定数量との間に増減があっても、委託者に異議を申し立てることができないものとする。

## 9. 受託者の責務

- (1) 受託者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、契約終了後も継続するものとする。
- (2) 受託者は、常に従事者の健康に注意し、伝染病の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (3) 受託者は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。
- (4) 受託者は、従事者に対して業務受託上必要とする教育訓練を実施し、業務の履行に支障を来さないよう万全を期さなければならない。
- (5) 病院内並びに病院敷地内は全面禁煙である為、従事者もこれに従うこと。

## 10. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者が都度協議の上、決定するものとする。



様式1

事故発生報告書

報告日：平成 年 月 日

報告者：会社名

職氏名 印

連絡先

受託業務名	
事故等発生日時	
発生場所	
内容 (簡潔に)	
発生の経過	
発生後の対応	
事故等の原因	
今後の改善策等	

(注1) 事故発生後、直ちに当報告書を富山県済生会高岡病院管財・調達課へ提出すること。

## 単価契約品目リスト

## 【富山県済生会高岡病院 医療用液化酸素及び医療ガス供給】

品名および仕様	ボンベ・容器 サイズ	単位	単価 (円)
医療用液体酸素	1. 0m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
医療用酸素ガス (気体酸素)	0. 3m <sup>3</sup>	本	
医療用酸素ガス (気体酸素)	0. 5m <sup>3</sup>	本	
医療用酸素ガス (気体酸素)	1. 5m <sup>3</sup>	本	
医療用酸素ガス (気体酸素)	7. 0m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
液体窒素	5. 0 <sup>リットル</sup>	リットル	
気体窒素	7. 0m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
気体炭酸	7. 0kg	本	
気体炭素	30. 0kg	本	
医療用気体炭酸	2. 2kg	本	
液体ヘリウム	500 <sup>リットル</sup>	リットル	
笑気ガス	30. 0kg	本	
笑気ガス	7. 5kg	本	
笑気ガス	2. 5kg	本	
溶解アセチレン	0. 6kg	本	
ドライアイス	1. 0kg	kg	
4種混合ガス (CO: 0.27%、O <sub>2</sub> : 21%、He: 10%、N <sub>2</sub> バランス)	0. 5m <sup>3</sup>	本	
ヘリウムガス	0. 5m <sup>3</sup>	本	
バルブ検査料		本	
酸素容器耐圧検査手数料		本	
ヘリウム容器耐圧検査手数料		本	
炭酸容器耐圧検査手数料		本	

(上記金額には、消費税及び地方消費税の額は含みません)

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「契約事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等による特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### 第2 取得の制限

受注者は、契約事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該契約事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 秘密の保持

受注者は、契約事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、契約事務を処理するために取り扱う個人情報を当該契約事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第5 安全確保の措置

受注者は、契約事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第6 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、契約事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該契約事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、契約事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 第7 複写又は複製の禁止

受注者は、契約事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

## 第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、契約事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、契約事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 第9 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、契約事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

## 第10 指示

発注者は、受注者が契約事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

## 第11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 第12 損害のために生じた経費の負担

契約事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

## 第13 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

# コンプライアンス推進のお知らせ

(事業者の皆様へ)

社会福祉法人恩賜財団済生会(以下「済生会」という。)では、平成22年5月27日付で「社会福祉法人恩賜財団済生会 法令遵守規程」(以下「法令遵守規程」という。)を制定し、平成23年1月1日から施行してコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

コンプライアンスの推進においては、済生会の役職員がコンプライアンスの重要性を認識して職務遂行に当たることはもちろんのこと、済生会の業務活動にとって欠くことのできない取引関係にある全ての事業者の皆様がこの取組みを御理解され、御協力いただくことが不可欠です。

事業者の皆様におかれましては、下記及び添付いたしました「法令遵守規程」を御理解いただきますとともに、貴社に所属する従業者の方々が済生会の業務に従事する場合に、この規程が適用されることを御周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 法令遵守規程制定の趣旨

済生会は、医療・福祉を総合的に提供する我が国最大の社会福祉法人として、全国で事業を展開し、済生会役職員約49千人に加え、取引関係にある事業者にも所属する多くの従業者(以下「役職員等」という。)が業務に従事しています。

全国で済生会の業務に従事する役職員等が職務遂行に当たり、全ての法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重し、済生会の業務活動が高い倫理性を持って行われることにより、利用者の信頼を確保することで社会福祉法人として社会的貢献を果たしていくため、法令遵守規程を制定いたしました。

### 2 法令遵守規程の主な内容

#### (1) 法令遵守規程の対象となる役職員等について(第2条関係)

法令遵守規程第2条第3項で、この規程が適用される対象者として「『役職員等』とは、本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者」と規定していますが、本会の契約先の労働者には、業務委託契約(医事事務委託、給食調理業務委託、清掃業務委託、設備保守管理業務委託等)により済生会の施設等において業務に従事する受託事業者にも所属する従業者の他に、物品購入契約及び工事請負契約など済生会との間で取交わした全ての契約の事業者にも所属する従業者が対象となります。

#### (2) 法令遵守規程の対象となる業務活動について(第5条関係)

法令遵守規程第5条第1項では、「役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂

行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。」と規定され、全ての支部・施設等における業務活動が法令遵守の対象となります。

また、第2項では、「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。」と規定され、法令等の規定に基づくデータだけではなく、業務活動において作成・取得・記録・保存される全てのデータ(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録等で媒体の形式を問わない。)も対象となります。

(3) 利益相反について(第7条関係)

法令遵守規程第7条では、「本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。」と規定し、済生会の利益を損なうような活動を禁止するとともに、法令を遵守することにより、社会福祉法人として事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に適切に対応することを目的としたものです。